

# 慶長年間に於ける謎の災害

～文化論としての震災への対処～

小 林 健 彦

2013年2月

新潟産業大学経済学部紀要 第41号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY  
FACULTY OF ECONOMICS

No.41 February 2013

# 慶長年間に於ける謎の災害

～文化論としての震災への対処～

Mysterious Disasters in the Keicho Period  
— Dealing with Earthquakes from a Culture Theory Viewpoint

小林 健彦  
Takehiko KOBAYASHI

## 要旨

日本列島の中では、文献史資料に依って確認を取ることが可能な古代以降の時期に限定してみても、幾多の自然災害—気象災害、津波や地震災害、火山噴火、伝染病の蔓延等—に見舞われ、その度に住民等を苦しめて来た。ただ、地震に限定してみた場合、一定の周期や活動期の存在が明らかになりつつある。特に近世初頭に当たる慶長年間には、日本史史上でも特筆すべき大規模地震が頻発し、多大な被害を発生させていた。しかし、民衆はそれらの災害を乗り越えながら現在に続く地域社会を形成し、維持、発展させて来たのである。日本人に依る地域社会の形成は、災害に依る被害とその克服の歴史であると言っても差し支えは無いであろう。筆者は従前より、当時の人々がこうした災害を如何にして乗り越えて来たのかという、「災害対処の文化史」を構築するのに際し、文化史的、文化論的な側面よりその検証作業を行なっている処である。本稿は、慶長年間に焦点を当てながら、文献史学の分野より接近可能な事象に就いて、その事例検証と、当時の人々に依る対処法とに就いて、検討を加えたものである。

[キーワード] 災害観、義演准后日記、地震、慶長年間、文化史

## 目次 要旨

キーワード

はじめに

1. 地震が多発した慶長年間
2. 「義演准后日記」に見る災害観
  - 2-1. 建築に見る災害対処の手法
  - 2-2. 論旨、改元、未来予想図

おわりに

註

参考文献表

## はじめに

自然災害、特に地震の発生に就いてはそれ程正確ではないものの、後述の様に一定の周期や、活動期が存在しているのではないかとする見解もある。『理科年表 平成24年 第85冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」<sup>(1)</sup> を見てみると、確かに（被害）地震の発生が近接した場所に於いて繰り返され、更にその発生が集中している時期が存在していることに気付く。日本への漢字伝来以降、近世以前の段階では、識字率や記録主体層、為政者等に依る興味対象の（地域的）偏狭等の問題もあって、必ずしも被害を及ぼした全ての災害が正確な形に於いて記録されていた訳ではない。<sup>(2)</sup> それ故、当該期間は史料の偏在も甚だしく、又信頼性をも欠くが、古い順には貞観年間（平安時代前期）、正平年間（南北朝時代）、明応年間（戦国時代）、永正年間（戦国時代）、天正年間（織豊時代）等が現有記録上、地震災害の比較的多発した時期に該当する。特に貞観年間〔貞観11年（869）5月26日〕に三陸沖を震源として発生したと見られる巨大な地震（「貞観の三陸沖地震」）は、東日本大震災本震と関連付けられているものでもある。ただ、これらの年間から外れたからと言って直ちに地震、震災が少なくなるという意味ではなく、同一年号内に於ける分析は地質学、地震学的には何ら意味を持たない。上記の年間に接続した年間に於いても地震災害が多発していた事例もあり、文化論的な意味合いに於いて分析を実施するのに際し、暫定的な措置として同一の年号内で括っただけのことではある。しかし、震災を契機として災異改元が実施されたこともあり、文化論的視点に於いては、同一の年号内での震災発生を論じる意義が全く無い訳ではない。最近、特に東日本大震災後に於いては、歴史的な資料より過去に発生していた自然災害、取り分け被害地震の事例を検出し、今後その発生が予想される被害地震に関わる防災、減災に役立てようとする研究が加速している。<sup>(3)</sup> ただ、これらの研究の主流は、飽く迄も残存している史料より可能な限り正確に過去の被害地震に関わる情報を引き出し、「科学的な整合性を検証する」ことであって、それらの震災に対し当時の人々がどの様に対処をしようとしていたのか、という文化論的な視角は従来こうした主流研究に付随したものであった。

本稿で取り上げる慶長年間は、上記の被害地震頻発期に続いて正に地震の活動期と言って良い程、発生頻度が高く、しかも個々の地震に就いて言えば（被害）規模の大きなものが多発していたと見ることができる。<sup>(4)</sup> そうした時期に発生していた大規模な災害に対して、当時の人々がどのような文化論的対処法を試みようとしていたのかを追究するのが本稿の目的とするところである。勿論、当時の人々が当初より諸々の災害に対して文化論的な対処をしようとしていたものではなく、そこにはそれ迄の日本の歴史過程に於いて蓄積、形成され、人々に依って育まれていた日本文化—宗教、思想、風土、生活等—が災害対処の基底に色濃く反映していた為に、そうした事象を整理、検証することに依って、文化論の構築に繋がりと考えたものである。そして具体的素材には、今回、京都醍醐寺座主であった義演准后に依る「義演准后日記」を取り上げ、当該記録の分析を通じてこの問題を考察する為の一助としたいと考える。

## 1. 地震が多発した慶長年間

規模の大きな地震が発生する場合、その前後に於いてはそれに連動するかの様にある程度の規模を持った地震が頻発することがある。これは本震に対する予震、余震に相当するものだけではない。所謂地震の活動期と言われるものである。特に平成23年(2011)3月11日の東日本大震災本震の様な、プレート間で発生する巨大地震の発生前後に於いて、大地震が集中する傾向にあるとされる。実際、当該地震の発生後、東北地方～中部地方にかけて存在する活断層の動きが活発化し、地震の発生率が10倍を超えたものが11断層発見されている。特に北伊豆断層帯(静岡県、神奈川県)ではそれが70倍になったと評価されているのである。<sup>(5)</sup>

話しは慶長年間に遡る。実は慶長年間は上記の様な地震の活動期であったと言っても良い程、規模の大きな地震が頻発した時期に当たっている。最初は文禄5年・慶長元年(1596)閏7月9日に、東経131, 6度、北緯33, 3度を震央としたマグニチュード7, 0の地震<sup>(6)</sup>発生であった。主な被災地は豊後国であり、この時の地震では高崎山が崩壊し、海水が引いた後に大津波が押し寄せ、別府湾沿岸で家屋流出等の被害を発生させた上、「瓜生島」の80%が陥没して死者708人を出したとされる。所謂「瓜生島沈島伝説」であるが、但し当該瓜生島を始め日本各地に残存している沈島伝説に対しては、洪水伝説等に基づいた創作であるという見解もある。<sup>(7)</sup> エスパニャ商人アピラ・ヒロンに依る「転訛してハポンとよばれている日本王国に関する報告」<sup>(8)</sup>の中には、この地震やその後起こった被害に就いて、その正確さは留保するものの一定の記述を残している。その第六章(1596年)に依ると、「九月四日、非常に激しい地震が始まり、幾時間か続いた。その後弱まったり、強まったりして幾日か続き、こうして、強弱の差はあれ、毎日毎夜ゆれ止まなかった。それは日本全土にわたる地震であった。もっともところによって、他の土地より一層はげしく、被害を被るということはあったが。なぜなら、日向の国(豊後国の誤り)では、上浜(Humfama)という一つの町は水びたしになって、人家は跡形もなくなったばかりか、その後海まで湖ができたので、そこを船で往来したし、現在も船が往来しているからである」として、豊後国上浜(沖の浜)が当該地震の発生に依って海中に没し、その後に於いても陥没した陸地が回復することが無かったことを記す。但し、現在この沖の浜に該当する地区は見当たらないとされる<sup>(9)</sup>ので、当該地震に依って陸地先の津であった沖の浜は水没し、その後回復することも無かったのであろう。こうした沿岸部の陸地が大規模に陥没し、海中に没してしまう現象の原因の一つとして考えられているのが、「海底地滑り」現象である。<sup>(10)</sup>これは、地震そのものの発生に伴って(沿岸部の)陸地自体が隆起、沈下するのとは違い、海底の斜面上に堆積した土砂が急速に沖合い方向へと滑落して行くことに従い、場合に依ってはそれと接続する陸上の地盤もろとも海中に没してしまう現象である。海底地滑りはその多くが地震に依って引き起こされるが、その他にも、波浪、津波、潮汐変化、堆積土の自重、土中の溶存ガスの影響等に依っても発生するとされている。海底地滑り現象は世界中でその発生が確認されているが、フィヨルド、大陸縁の河川デルタ地形、扇状地性堆積物、沖積砂層、海底谷、大陸縁斜面、海底火山諸島、といった特質を持つ場所に於いてそれらの多くが発生しているとされる。陸上で発生する地滑りと海底地滑りとの最大の違いは、その発生規模である。前者は、大規模なものでも土塊の体積が10km<sup>3</sup>程度であるが、後者は最大規模で20,000km<sup>3</sup>、標準的なものでも土塊体積は数千km<sup>3</sup>に達しているとされる。土塊の移動距離は、

数百メートル～数十キロメートルに迄達するものもある。更に、海底地滑りの発生が急斜面だけではなく、海底勾配 $1^{\circ}$ 以下、中には僅か $0,01^{\circ}$ （ミシシッピ川デルタ）といった緩斜面でさえも発生しているのは、陸上の地滑りとのおおきな相違点であると言えるであろう。<sup>(11)</sup> 又、海底地滑りが発生する土質は砂質土ではなく、粘土やシルト（石英、長石、粘土鉱物を中心とした碎屑物）が主体であると指摘される。実は、海底地滑りは日本でもその発生が指摘されているが、その中でも良く知られるのが、当該「瓜生島沈島伝説」なのである。

これに類した話が、新潟県柏崎市西本町二丁目に所在する石井神社にもある。当社は「神名式」にも「越後国五十六座 三島郡六座」<sup>(12)</sup> の内の一つとして登載されている神社である。日本海に注ぐ鵜川と鯖石川の両河口の間にある水門口と呼ばれた場所に、摂津国住吉浦の住吉大社より綿津見宮住吉明神を勧請したのがその始まりという。そして、延暦年間に発生した地震〔延暦8年（789）とも言われる〕や、その後やって来た津波に依り神社は海中に埋没し、より内陸に寄った現在地（当時は石井岡と呼ばれていたとする）へ移転したという。こうして、元々神社があった水門口の社地は海中に没したとされるのであるが、現在でも尚、遠浅の砂浜が続いている為に、海上の漁船等より「鳥居懸り」と称されるその場所にある水没した鳥居の姿を海面下に見ることもできるのだと言う。従って、これが若し事実であったとするならば、当時陸地であった旧社地が陥没した上下方向の深さは、神社の鳥居の高さより少し高い位と推測されるであろうから、凡そ垂直方向に6～10メートル程度であると推定される。これらのことから8世紀の終わり頃に、当地に於いて海岸部が大規模に陥没、沈下して海中に没する程の、かなり規模の大きい地震や津波が発生していたことが窺われるということである。<sup>(13)</sup> 前提として、陸地であった場所が水没したことを事実であるとするならば、その原因が地震の強い揺れによる陸地の崩壊なのか、大津波、海底地滑りに依るものなのかははっきりとしないが、沿岸部を中心とした地域の地形が著しく変化し、陸地が後退してしまう程の地形上の大被害を出していたことは指摘可能であると考えられるのである。ただ、これが当地特有の自然条件、つまり特に冬季に於ける高波等に依る、自然的海岸浸食の影響に起因するものであったことも可能性としては存在することを指摘しておく。<sup>(14)</sup>

更に、慶長年間<sup>(15)</sup> には、この後も後述の文禄5年・慶長元年閏7月13日発生した地震、慶長9年（1605）12月16日発生した所謂「慶長地震」が起こっている。「慶長地震」は、津波が犬吠埼～九州の太平洋沿岸域に押し寄せ、判明しているだけでも2,300人以上の水死者と、多数の家屋等流出被害を広域に齎したとされる。当該地震は、東経138,5度、北緯33,5度、並びに東経134,9度、北緯33,0度を震央としたマグニチュードは7,9の二つの地震がほぼ同時に発生したとする説と、東海沖の一つの地震であったとする考え方がある。又、慶長16年（1611）8月21日には、東経139,8度、北緯37,6度を震央としてマグニチュード約6,9の地震が会津地方を襲い、特に会津若松城下付近に於ける社寺や民家被害が大きく、3,700人余の死者を出した。同時に山崩れが会津川や只見川を塞ぎ、南北60キロメートルの間に多数の湖沼を形成させたと言う。続いて同年10月28日、東経144,4度、北緯39,0度を震央としたマグニチュード約8,1の地震が発生し、三陸地方では強震を観測している（「慶長の三陸沖地震」）。主たる被災地は三陸沿岸域や北海道東岸域であったが、揺れに依る被害は軽微であったものの、津波に依る被害が大きかったとされる。死者は伊達領内で1,783人、南部藩や津軽藩内では人馬共3,000とされる。津波に依って三陸沿岸では家屋流出が多く、北海道東部に於いて

も溺死者が多く発生した。『理科年表』に依れば、死者、行方不明者3,064人を出した昭和8年(1933)3月3日発生の「三陸沖地震」との類似性が認められるとする。

そして、慶長19年(1614)10月25日には越後国高田に於いて被害地震が発生したとされるが、規模の大きい地震としては残存している史料が少なく、又京都でも家屋や社寺の倒壊があり、死者2人、負傷者370人を出していることから、京都付近を震源とする地震であったとする説もあり、震源や地震の規模等詳細は不明である。『大日本史料』12編15冊<sup>(16)</sup>に依れば、徳川家康も滞在していたその時の京都の様子を知ることができるが、午下刻～未刻にかけて発生したその地震は、京都では「大地振」、「大地震」、「大震」等と記載されたが、その割には実際の人的、物的な被害が決して大きかった訳でもなかったと推測されるのである。「時慶卿記 四十二」では「無御別義」とし、「當代記 九」でも二條御所にあった天水桶が落下してその中の水が出仕していた五山衆の首下にかかった、という記載があるが、「気象庁震度階級」(『理科年表 平成24年第85冊』所載)に照合しても、これは震度5弱～5強に相当する揺れであったものと類推される。畿内以外の地域では、「豫陽郡郷俚諺集」の伊予国温泉郡の記事として、「大地震して温泉元の如し」とあり、四国西部地域でも当該地震に依る影響が出たとしていることから見て、この地震の震源がかなり深い場所にあったことも考えられるが、新潟県域を除く北陸地方や東海地方での被害記事が散見しないことから見て、京都と越後国での(同日発生)地震は、夫々別の震源のものであった可能性が高いであろう。同日中に越後国と京都付近を震源とした規模の大きな地震が別々に発生していた可能性がある。一方、「異本塔寺長帳 六」では、「十月廿五日、大地震、別越後國高田領大震、人死多、津浪モ揚打」としていることより、越後国高田を襲った地震はその震源が海底であったことが想定されるが、ここに記載のある多くの死者が津波に依るものだったのか、建築物等の下敷きにされた圧死等であったのかは、これだけの記述からでははっきりとしない。ただ、慶長19年の10月は大坂の役(冬の陣)の直前に当たり、豊臣氏方では真田幸村、長宗我部盛親、後藤基次、毛利勝永、明石全登等の牢人の大坂城入城や二十万石余の兵糧の備蓄、大坂城外への支寨構築を進める等して、事実上の戦争準備態勢に入っており、一方の徳川氏方でも同10月に入ると京都所司代板倉勝重のよりの大坂に関する情報を受け、家康は近江、伊勢、美濃、尾張国の諸大名に対して出陣を命じ、その他の諸国大名へは同準備を指示し、<sup>(17)</sup>同23日には將軍秀忠が江戸を進発して上方へ向かう等、<sup>(18)</sup>京都や大坂は臨戦態勢の為に騒然とした状況になっていたと考えられるのである。一方の越後国高田も、新しく領主に封じられた徳川家康の六男松平忠輝が新城高田城を取り敢えず竣工させた直後という政治的緊迫状況の中で、震災対応どころではないという事情と共に、京都、越後国高田共に徳川氏方の重要な拠点であったという点に於いて、震災被害の詳細情報を豊臣氏方へ知られることを憚り、一種の情報統制を行っていた可能性も指摘される。当該地震の発生は、取り分け徳川氏方にとっては誠に都合の悪いタイミングであったことはほぼ間違い無いであろう。それ故、故意に文字資料としては地震被害の詳細な記録を取らなかった、或いは取らせなかったし、諸氏や民衆に対しても記録を取ることや他に口外することを密かに禁じていたのかもしれないのである。そしてこのことを類推するに際し、一つ興味深い出来事がある。つまり、これとは全く逆の出来事が同時進行で起こっていたのである。それは地震発生の前日に当たる同24日に、京都二条城に滞在していた家康が、南禅寺金地院崇伝や林道春等に命じて、六国史を始めとした日本王朝、公家諸家記録の書写をさせていたことである。<sup>(19)</sup>しかも五山衆の中より能書家50人を

選抜き、金地院に於いて集中して作業に当たさせたのである。こうしたことだけからも、崇伝がこのことの直接的な立案、推進者であったことが窺えるであろう。取り分け書写の対象とされたのが、王朝や公家社会で蓄積されて来た記録類の殆ど（古事記、六国史、公卿補任、諸家記録、系図等）であったことは、既に武家社会を制圧しつつあった家康にとっては、王朝、公家社会の一種象徴的な存在でもある古記録類の写本を手中にすることに依って、彼らの精神的な拠りどころでもある「記録蓄積の伝統」の中へ介入しようとする強烈な意志を示したと言うことも可能である。書写対象とされた古記録類を「日本記録」（「本光國師日記 十三」）と表現していることから、そのことが窺えるであろう。このことは、単に家康の古書収集趣味より発したことではない。これは公家社会にとっては、手の内を見透かされる様な何か得体の知れない脅威であったに違いない。王朝、公家社会に於いては、抑々重代蓄積されて来た古記録を事実上、半ば強制的に武家側へ提出させられること自体が非常に不快であったに違いないが、それらを一括して書写され、管理されることに対する心理的な抵抗感、恐怖感は尚更のこと、否めなかったであろう。「駿府記」同10月27日条に依れば、写本の内、夫々一部ずつを禁中と駿府、江戸とに分けて配置させたというが、これは散逸しそうな貴重書の控えを取って保存しておくという名目の下に、武家に依る王朝、公家社会に対する干渉が再度開始されたことを意味したものである。これが震災の前日に発令された<sup>(20)</sup>のは単なる偶然ではあろうが、何れにしても徳川氏は朝廷、公家社会に関わる情報の一元的掌握に向けて並々ならぬ意欲を見せていたことになる。「何も不殘被為寫度由候」（「本光國師日記 十三」）とするのは、その現れであろうが、更に「御急用之儀二候」として、書写の衆に対し法度を定めて、毎日卯刻～酉刻迄、連続12時間缶詰状態で筆写を急がせた（同十四）のは、如何なる理由からであろうか。これらの書写作業は、同年12月26日には一応の目途が付き、<sup>(21)</sup>最終的に完成したのは元和元年（1615）3月19日のことであった。<sup>(22)</sup>勿論、これらの筆写作業は、これから始まる家康の対朝廷政策立案の為の一環として論じられ、早くも同年7月17日には京都の二条城に於いて家康、将軍秀忠、前関白二条昭実の連署で制定される「禁中并公家諸法度」へと至る布石でもあったとされる。<sup>(23)</sup>しかし、地震発生や大坂の陣のさ中であったことをも顧みず、これだけ大掛かりな古記録調査と筆写作業とは、単にそれだけの目的の為であったのであろうか。先に指摘した慶長19年10月25日の地震発生に際しては、極端な程に史料、取り分け被災状況に関する情報が少ないのは何故であろうか。大坂の役の直前といった騒乱状態であるとは言え、近世初頭に入った当時の社会に於いて、震央の推定すら容易ではないのには、何か恣意的な行為に依る記録不足を類推せざるを得ないのである。少なく共、越後国高田の方に於いては徳川氏方に依る何らかの情報操作があったのではないかと推測するに至るのである。王朝、公家諸家記録の収集に対して並々ならぬ意欲を示していた事例とは全く正反対である。仮定の問題として、若しこの時に震災情報の域外への流出阻止が広域的、組織的に行われていたとするならば、これは震災情報の政治的な意味での統制や利用の初見であると言えるであろう。

## 2. 「義演准后日記」に見る災害観

### 2-1. 建築に見る災害対処の手法

ところで、先に指摘した九州北東部での地震発生の4日後に当たる文禄5年・慶長元年(1596)閏7月13日丑刻(午前2時頃)にも、東経135, 6度、北緯34, 65度を震央としたマグニチュードは7, 5の地震が起き、特に京都や奈良を中心とした地域に於いて大きな被害が発生していた。当該地震に関しては、醍醐寺座主義演准後に依る「義演准后日記」<sup>(24)</sup>に詳細であるが、当時の人々に依る震災への対処法に関しても詳しく記述をしている。本稿では、これらを基に検証を進めることとする。

まずは為政者としての当該地震への対応であるが、後陽成天皇は地震発生直後に内裏南庭上に御座を敷き、行幸(避難)したことが同記の同日条に記される。更に日を置いて南庭の庭上に假屋を構築して御座し、当時洛南の伏見城にいた豊臣秀吉も同様に假屋に移ったことが記される(同記同16日条)。この時秀吉は、「丈夫な一室にのがれて、そこの出窓(バルコン)で奇蹟的に生きのこった」<sup>(25)</sup>とされ、又「当代記 卷三」<sup>(26)</sup>では「折節太閤、中のまゝに御座、御身無恙」としていることから、殆ど命辛々助かっていたことが推測できる程、伏見でも凄まじい揺れであったことが窺える。この際に設けられたという内裏内の假屋とは、天皇の身の安全を図る為の応急的仮設の避難所的性格の建物であろうが、それでも構築に三日間を要していたことから見て、それ相応の本格的な構造を持った建築物であった可能性が高いであろう。或る程度長時間の滞在を想定したものであったと考えられるのである。後述の京都御所内「泉殿(代)」や「地震殿」の原型を成したものであった可能性もある。ただ、震災時等の非常時に於ける天皇の避難所としては、下鴨神社(賀茂御祖神社、京都市左京区下鴨泉川町)内に恒常的に設けられている神服殿(しんぷくでん)の存在が知られるが、これが今回の震災に当たっては使用された形跡が無いのである。下鴨神社は、天慶の乱の鎮定祈願に際して朱雀天皇が行幸して以来、天皇親拝の事例を持ったという皇室との経緯や、<sup>(27)</sup>鎌倉時代最末期に於ける光厳天皇以来の土御門東洞院内裏より至近距離に存在する、それ相応の規模やスペースを持った施設であったという物理的な理由も、当該神服殿が避難所に指定されていた根拠ではあろう。

当該神服殿は平安期以来の施設であるとされ〔現存の建物は式年遷宮寛永5年度(1628)の造営とされる〕、本来は夏、冬の神服を奉製する為の建物であり、その内の一室が上畳の敷かれた玉座の間として、別の一室が御座所〔天皇、皇后の御座(椅子)が置かれる〕として、平時の使用が禁じられた「開けずの間」とされて来た経緯がある。上記の理由より、震災時用の特殊な構造を持った建築物ではないが、「泉殿(代)」や「地震殿」程ではないものの小振りな建物であるところが特徴的で、入母屋造、檜皮葺の構造を持ち、桁行は5間(約9メートル)、梁間は4間(約7.3メートル)である。近世以降は勅使殿、着到殿、又、行幸の際の玉座とされたという。この建物は江戸期に京都御所内へ設けられた「泉殿(代)」や「地震殿」とは違って本格的な構造を持ったものである。規模の大小は存在するものの、内裏内の建物と大差無いものである。その点に於いては、耐震性能の面で内裏内の建物に在ると状況は殆ど同じであったであろう。中御門右大臣宗忠の日記である「中右記」<sup>(28)</sup>の嘉保2年(1095)4月5日条には、堀河天皇の賀茂行幸に際して「着下御社御所屋、(中略)次参上御社、着御所屋、神館」とあることより、既に平安時代の後期に



はそうした施設（神服殿）が存在していたことが窺えるが、上社（賀茂別雷神社）共々設置された、その御所屋と称された建物に創建当初より天皇の避難所としての機能が期待されていたのかどうかは分からない。そして、天子近侍の女官が筆録していた筈の「御湯殿上日記」は、統群書類従本では当該文禄5年・慶長元年閏7月13日の部分が欠落していて、宮廷内の動向を窺うことができない。因みに、同本では天正13年（1585）11月29日発生の天正地震に関わる部分も欠失している。これは、震災発生に伴う混乱に依って記録そのものがとられなかったものか、或いは一旦記録されたものが、震災後の混乱に紛れて行方不明となったものかもしれないが、公家諸家記録の震災時に於ける記録性、残存性より考察してみても、不思議なことではある。尚、現在、京都御所内には、先述の様に震災対策用の建物が2棟存在している。<sup>(29)</sup> ❶は寛政度造営（1790年）後の文政13年（1830）7月に発生した京都地震に際し、同12月に地震避難御殿として御内庭に建築された「泉殿（代）」である。屋根は柿葺であり、約3寸7分の勾配を持つ切妻造りとし、室内は4、5畳と8畳の二間続きで、建物の桁行22尺7寸5分、梁間13尺の主屋の前面に3尺2寸5分幅の土間庇を設け、後背部には桁行8尺1寸5分、梁行4尺8寸3分の御厠を突き出させた構造となっている。室内天井は化粧天井として小屋組の架構が大胆に露出している。これは、震動時に於ける上部よりの落下物を低減させる意図であったものと推測される。床組は四周に土台（成4寸5分）を杓石の上に置いて柱を建てる形式となっている。当該建物は、一見すると茶室の様にも見える。屋根や天井も簡素に造られており、建物自体の高さもそれ程高くは無い。それ程に、宮廷内の建築物としては小さいのである。又、御厠を突出させたのは、震動時の建物に対する負荷を分散、軽減させる為であったものと考えられる。❷には、皇后宮御殿東側の御内庭に造営された「地震殿」がある。これは、安政2年（1855）に新築されたものであり、❶をそのまま一回り小さくしたものである。特に安政年間には大きな地震が多発しており、当該建物の造営はそれを受けての措置であったと見られる〔註（4）参照〕。屋根は柿葺大和棟造りであり、室内は6畳と3畳の二間続きで、建物の桁行16尺3寸、梁間13尺の主屋の前面全体に3尺2寸5分の幅の土間庇を設け、後背部には桁行8尺1寸5分、梁間4尺8寸3分の御厠を突出させた構造となっている。室内天井は化粧天井としている。一見すると、土蔵の様にも見える建物であるが、構造手法は❶とほぼ同じである。御厠を突出させたのは、やはり震動時の建物に対する負担を分散、軽減させる為であったものと考えられる。少なく共、これらの建造物が幕末の造営以来、現在に至る迄の間に地震等で倒壊していないのには、地震避難御殿として一定の耐震効果があったと見ても良いのかもしれない。震動対策としては、全体的に小さい建物とする、御厠を突出させた構造とする、床高を低くする（泉殿9寸、地震殿8寸5分）、小屋梁の仕組を折置式とする、屋根の荷重を低減させる、水平力に対する配慮を行なう（聚楽壁下地について、幅約8寸の四分板を柱に小穴を突き柱間全面に緊張とする手法の採用）等、当時としては考え得る種々の対策が採用されていたことが窺えるのである。ただ、これらの建築物は飽く迄も本震をそこで遣り過ごす為のものではなく、本震発生後に於ける余震対策用としての避難所、本来の居所が復旧する迄の安全確保や、当面必要とされる最低限の生活の場を得ることを目的としていることより、上記の理由とも合わせて、全体的に小規模で簡素な造りとしたのであろう。

ところで、先の「当代記」に記されている記事が正確であるとするならば、「丈夫な一室」が予め伏見城中の丸に設けられていた、震災時に限らず非常時、緊急時に於ける秀吉の一時避難スペー

素的な性格の施設（柱が多く天井も低く密閉性の高い小部屋）、所謂パニックルームであった可能性もある。しかし、それとても一時的な避難所に過ぎなかったものであり、屋外に建てる**假屋**が必要とされたのであろう。当時としても御所や城郭建築の様な上部構造のしっかりとした建物、換言すれば重心が高い建築物が地震の揺れに依って倒壊するかもしれないという、室内に留まることに対する危険性の認識は存在していたらしい。これは、震災に対する物理的で身を守る為の対応であると言えよう。後陽成天皇も秀吉も、本震発生より一週間以上経過した文禄5年・慶長元年閏7月21日になっても、依然としてそこを動くことができなかつたらしい。「地震去十三日ヨリ至今日不休」（同記同21日条）とするのは、当該地震に依る比較的規模の大きな余震の連続的な発生を物語っているものと考えられる。民衆も「**家内二不居、夜ハ道路二臥ス**」（同記同16日条）とするのも、実際、身を守る為の物理的地震への対応法であったであろう。当時の地震発生後に於ける常識としては、上位者から下位者に至る迄、「室内は危険である」ということの様である。更にこの二人の行動が同日付で記載されているのは、恐らく秀吉が自分自身のものだけではなく、天皇の假屋の手配も同時に行なっていたからであると推測される。ただ、これより遡ること11年前の「天正地震」<sup>(30)</sup>に於いても秀吉等は被災しており、その時の経験も今回の地震発生に際して活かされていた可能性がある。つまり、ルイス・フロイスがイエズス会の活動記録、所謂「日本史」〔第60章（第2部77章）〕<sup>(31)</sup>の中で、「**関白**」の新しい建物と城は、ひどく揺れはしたが倒壊するには至らなかった。**関白**は、大地の震動が四日も継続し、（人々の）恐怖と驚愕が鎮まらぬ間、**奥方および自分の婦人たちを伴って館（カーザ）を出、御殿の中の黄金の屏風で囲まれた、ある地所に身を置いた**」としていることより、秀吉やその家族は城の建物の中から庭へ出て、屏風を立て巡らした地面で暫らくの間、退避をしていたらしい。しかし、この記述は信憑性の面に於いて宣教師に依る二重の伝聞記事に基づくことを考慮しなければならない。文禄5年・慶長元年閏7月13日の地震時には、先の「義演准后日記」や「当代記 卷三」の記事等より、秀吉は伏見城中の丸に設えられた「丈夫な一室」にいたこと、そして地震発生直後には後陽成天皇の分も合わせて「假屋」の建設を手配していたと見られることより、予め秀吉もそれなりの震災に対する準備をしていたものと推測される。震災発生を受けてから用材自体や作業員等を手配するのも困難であることより、日頃より、当該「假屋」を建設する為の用材を城内に備蓄し、災害時にはただ組み立てるだけで済む状態にしていた可能性すらある。

そもそも近世以降に於いては、先に触れた京都御所内「泉殿（代）」や「地震殿」の如く、「地震の間」とか「地震雷の間」とも呼ばれ、落雷や震災時用の特殊な構造を持ち、独立した形式の小建築の避難所が設けられることが知られる。これらは内裏や江戸城、貴族、大名の邸宅等に常設され、特徴としては**屋根が軽く、土台を堅固に造り、現在では一般的である筋交いを用いる等、通常の建築物よりも堅牢な構造を持っていたとする**。<sup>(32)</sup> 会津藩士澤田名垂に依る「家屋雑考 卷五」<sup>(33)</sup>では、「地震之間」として、「こは鎌倉及京都将軍家御所繪圖などにも見ゆれど、その造方を詳にせず。近世に至り、釣天井などいふ祕傳ありともいへり」と記し、又これとは別に「地震口」として「是は雨戸の内、所々へ小き樞戸（クルルト）を設け、かけがねをはづせば、おのづからひらくるやうにしたるを便利とす。こは地震に限らず、諸事につきて、便利の事ながら、是も雨戸といふもの出来て以来の事なれば、古くは聞及ばず」と説明し、支配者層の邸宅に於ける地震対策用の特殊な構造を持った部屋や非常用出口（地震戸）の存在を指摘する。釣天井とは、本来は地震に依る揺れで

重量のある天井が落下して人間が下敷きになったり、圧死したりすることを防止する為の設備であったことを示すが、地震の間にしても地震口にしても、武家が支配者となって以降に出現した構造物であるとしている点に於いて、それらが震災時以外の非常時（敵の侵入時等）にも使用される様になって行った過程に於いて発達して行った構造物であると考えられることより、当時としてもそれらの構造は公にされることなく秘伝とされていたのであろう。ところで、同書に収載される「焚火の間」、「雷（ライ）の間」の項では、**甚雷時に火を多く焚けば雷火の災いを免れる**とした大道寺友山の「雷鳴論」の記述に従い、鎌倉將軍家以降の御所建築では、貴人の御座近くに**圍爐裏**を設け、雷の間では**二重天井**を設置したとするが、（雷）火を同じ火を以って制圧できるとした思想が、当時一般的なものであったのかどうかは分からないものの、自然災害の内、地震と落雷に対しては人間の知恵で何とか災いを回避することができると考えていたことは、支配者層独特の論理に依るところが大きく、もとより広く民衆一般をも含めた物理的な災害対処法であったとは言い難いであろう。更に井原西鶴が著した浮世草子の「西鶴織留 卷六・一」（官女のうつり氣）<sup>(34)</sup>では、地震や雷の災害に対して次の記述をしている。それは、「**一切の人間、運は天に有。神鳴落てつかまれけるも、死は前生よりの定まり事といへり。**されども用心して、身をのがるる事にはのがれ、長命の後病死をするは、是人の常なり。されば大名公家がたには、**地震神鳴の間とて番匠にたくませ、赤銅瓦（あかがねがはら）の三階作り、一重一重に天井幕を張て、四方に賀茂の葵つらせて、鈍帳に名香を焼掛（たきかけ）、いなびかりの影移るより、奥さま是に入らせ給へば、前後はお局女藤たち相つめて、観音經を讀給ふにぞ、此難は幾度か子細なし。高人にしきの裃（しとね）をかさねても、夕の煙はのがれず、佛の御迎ひぶねには乗まじきといふ事ならず。思へば時刻の息引取には、何とも用心成がたし。惣じての人間、爰の大事をわすれ、身の楽しみに年月を暮しぬ**」というものである。ここでは、**一切の人間、運は天に有**、つまり災害に際しても死ぬか生きるかは天が決めることであるという仏教、就中浄土宗や浄土真宗の死に対する思想を反映し、全ての人間はそれらより自分の意志では逃れることができないという基本的な考え方に立脚していることが注目される。こうした後漢の論衡に見られる様な運命論、及び因縁説・五行相生説・五行相剋説に依る三世相（さんぜそう）、そして弘誓の船信仰といった思想は、17世紀当時の日本に於いては極一般的で、自然なものであったのかもしれない。西鶴織留（さいかくおりどめ）自体は元禄7年（1694）に刊行されたものであり、彼の死後に、その門人であった北条団水が出版したものであった。従って、当該文章は江戸初期に於ける死に対する民衆の平均的な考え方を反映していたものと考えられるのである。戦国、織豊期から凡そ100年が経過し、戦争も絶え、平和を迎えた時代にあっても尚、従前よりの無常観に伴なう死生観がその基本に存在していたことは注目されるであろう。ただ、そうした中にあっても、為政者は何とかして自分や家族の命を長らえる手法を模索していたのである。それが特殊な建造物として建築された「地震（雷）の間」の存在なのである。その構造等、詳細なことは分からないとしている。それは、「**釣天井などいふ秘傳**」とある如く、恐らくはこれらの建築物が、武家にとり特に近世に入って以降には災害時の他にも、敵や不審者に依る侵入への備えとしても使われたからであったに違いない。それ故、詳細な構造が現在に伝来していないのであろう。ただ、「**赤銅瓦の三階作り**」と記載される様に、通常用いられる陶器製の瓦ではなく、より軽い銅製の瓦を用いていたのは、地震に依る揺れで、重量のある屋根が崩落する危険性を少しでも低減しようとしていたからでもあろうが、三階建てにした理由が判然としない。耐震性の面よりは、建物

の重心や高さそのものが低い方が安全であると当時も考えられていたからである。三階建てにした主要な理由は、落雷対策であったのであろう。更に、一重一重に天井幕を張て、四方に賀茂の葵つらせて、鈍帳に名香を焼掛（たきかけ）といった措置も、その主眼は落雷対策であった。現代に於いても、落雷を心理的に恐れる人々は決して少なくは無い。幼少時に於ける恐怖体験の第二位として落雷が位置付けられたという調査結果もある。況してや当時、強烈な轟音と閃光とを伴う天空での自然現象に対して、多くの人々が地震同様に畏怖の念を抱いていたとしても不思議なことではなく、それを物理的に回避出来得ると考えられていた唯一の手段が、為政者に依る「地震（雷）の間」の建設と、それへの避難であった。

具体的事例として、戸田茂睡の「御当代記」<sup>(35)</sup> 貞享元年（1684）11月25日条には、「此時より始めて于今に段々御城の天井を丈夫につる事、日にまして念を入、おびただ敷御作事也」とあり、この場合は江戸幕府五代將軍徳川綱吉が雷を特に恐れた為、「高梁を取かへ、棟木をつる苧縄のふとさ一尺まはり程なるを以て、はりよりはじめて高梁共をくくり、あるひハ赤がねを、一寸四寸のあつさに一間も九尺ものべて、方々のつりのかためにし、若鼠の苧縄を喰切候事もやと、赤がねを以て右の苧縄をつつむ、大ていの念の上に念を入、其上に又念を入れて作り立たる」等といった如く、天井を丈夫に作ることに依って天空よりやって来る落雷の害を避けることができるとする考え方が当時広く存在していたことを示す記事でもある。又、平戸藩主静山松浦清に依る随筆集である「甲子夜話 八〔二〕（雷を畏るの甚しき人の事）」<sup>(36)</sup>にも、「葵章の貴族」の家の実話（近江国彦根城主井伊氏の事例とされる）として雷の間の話題を掲載するが、そこには「其制広さ十席余を鋪く。上に楼を構へ、楼と下室との間の梁下に、布幔を張て天井とし、其下に板にて天井を造り、其下に又綿布の幔を張て、又天井とす。これは、雷は陽剛のものなれば、陰柔の物にて堪るが為に、かく設くるとなり。かくあらばもはや止るべきを、楼屋の瓦下と天井板の間にも、又綿を多く籠て防とす」とあり、災害の内、落雷対策としての雷の間の普及が為政者の間で見て取れるのである。これは、如何ともし難い地震よりは、落雷の方が対処し易いと、当時の為政者に認識されていた結果であろうか。ここで興味深いのは、雷は陽剛のものなれば、陰柔の物にて堪るとある様に、陰陽五行説が落雷対策にも転用され、陰柔の物でそれを遮る事が出来ると考えていたことである。ただ、そうした行き過ぎた落雷対策に対して静山は、「物を懼るるも限あるべきことなり。かかる挙動にて、不虞の時矢石の中へ出らるべきにや。武門の人には余りなることとぞ思はるれ」と述べ、武士として有事にその様な心構えで一体対処ができるのか、といった上層武家としての同僚への痛烈な批判も記し、恐れるにも限度があったとしたことは、当時としても、特に被支配者層にあっては一般的なものの見方であったのかもしれないのである。

日本建築は、基本的には木造であることより、落雷、地震と共に、火災対策も、災害に対する措置の一環として重要性があった。内裏では、元禄期以前にあっては防火対策の一つとして、屋根に銅瓦葺、又は棧瓦葺を施すことが行なわれたとするが、万治4年（1661）の大火では、それに先立つ承応年間に於ける造営で主要殿舎を銅瓦葺にしたものの、その甲斐も無く焼失したとされる。つまり、屋根を葺く素材を金属にすること自体には、火災防止機能は殆ど無かったと見られるのである。<sup>(37)</sup> 上記の赤銅瓦もこうした防火機能をも期待されたものであったのかもしれないが、落雷の方は兎も角も、火災に対しては無意味であったことが、既に江戸初期の段階で立証されていたことになる。しかし、「地震（雷）の間」を設けた上層武士にとっては、それはどうでも良いことで

あったのかもしれない。「屋上屋を架す」様な無駄で無意味な行為に対して、当時の大名の間でも、戦死することより恐ろしいことがこの世の中に存在していること自体に対する疑問が、松浦清の如く存在していたとしても不思議ではない。「余りなること」という認識がそのことを恰も表しているであろう。



写真：下鴨神社神服殿（筆者撮影。特に災害用に造られた建築物ではない。ただ、御座所とするには小振りなのが特徴的である。内裏内に建てられたという假屋もこの様な形式に準じたものであったのかもしれない）

## 2-2. 論旨、改元、未来予想図

次に朝廷の動向としては、既に文禄5年・慶長元年閏7月17日付で後陽成天皇に依る大地震祈禱の論旨が発給されていて、先ずは神仏の力を借りての地震封じが実行された。そこには、天皇の意向として「就大地震御慎不淺候、御祈事、撰良辰一七ヶ日可被丹誠」（「義演准后日記」同18日条）とあるが、良辰17日を選んで丹誠せよ、というのは事態の深刻さを表しているとすることができるであろう。又、陰陽師賀茂在昌に依る占文が作成され奏上されたが、これらは「陰盛陽衰」、「讒言起」、「人民病災」等を予想したものであり、それは「天文要決」、「内経」、「六甲」といった中国由来の天文書や医学書を基にした未来予想図でもあった（同記同19日条）。彼は陰陽師である一方、キリスト教にも傾倒していたとされるが、その様な状況の中で、宣教師から西欧の宇宙論や気象科学に関する知識を得ていたともされる。在昌は、科学的には根拠の無い占文の作成にどれ程の意味を見出していたのであろうか。更にここでは、事態の収束、人心の一新を目的としたと考えられる災異改元が検討され、翌8月9日にはその沙汰があったが、その理由は「地震大凶故也」とした（同記同日条）。つまり、同一年号内で起こった地震という実際上の出来事に対し、年号を変更することに依ってこれ以上の「大凶」を回避することができるのではないかと考えていた節があるのである。ただ、この時の地震では中々余震が収まらなかった為か、天皇が改元の実施に関し「改元事不慮被仰事アリ、不治定、珍事珍事」とした異例の事態となっていたらしい（同記同年9月18日条）。既に上卿として鷹司信房も決定していて（同記同8日条）、その異例な事態の内容は

分からないが、同記の同10月12日条にも「伝聞、改元被仰事在之、未治定旨候、珍事珍事」、そして同20日条には「伝聞、来廿七日改元治定云々」とあることから、改元の日時や勘申された年号字等を巡って天皇自らが何らかの難色を示していたことが窺えるのである。結局、紆余曲折があり同27日になってやっと慶長改元が実行に移された。同27日条には、「旧勘文也」とあることより、以前の改元時に一旦作成されていた勘文の中より新元号の候補を選定したのか、或いは当初作成されて一旦は反故とされた勘文中の候補より再度選び直したものであったと考えられる。災異に際し、混乱時にあつての緊急的な措置であったのであろうが、それこそが他の契機の改元とは異なり、災異改元の決定的な特徴と言えるのかもしれない。天皇が何故、改元の日取りや新元号の候補等を巡って問題を提起していたのかは分からないものの、当該地震の発生の前後に起こっていた或る事件や現象がそれと関連付けられていた可能性は指摘することが可能である。そして同27日条では、そのことに就いて後陽成天皇自らが公家衆へ直接説明を行なうという異例の事態に迄発展していたのである。吉田兼見の弟である神竜院梵舜（京都の豊国神社社僧）が筆録した「舜日記」（梵舜日記）<sup>(38)</sup>の慶長元年11月27日条でも、「有改元慶長二也、兼而聽聞可申被整処依大雨不参也」とするのは、この度の慶長改元に際して、事前に梵舜へ天皇より何らかの意見具申の機会が与えられていたと見ることができる。結局、彼は大雨を理由に欠席したのであるが、当時、朝廷内に存在していた改元を巡る天皇と、公家衆等との不協和音に対して、梵舜自身はそれを回避したいという思いが強くあつたのかもしれない。それ程迄に、両者の対立は深刻であった可能性もある。

では、後陽成天皇が拘りをもっていたというその事件や（自然）現象とは一体何であろうか。つまり、「義演准后日記」同年6月27日条に、「午半刻ヨリ、喩者土器ノ粉ノ如クナル物天ヨリ降り、草木ノ葉ニ相積テ、曾以不消、大地只霜ノ朝ノ如シ、不可思議恠異、非只事、四方曇テ雨ノ降カ如シ」、更に同29日条では「彼砂今日之風ニ吹散シ、ホコリ無是非無是非、雖然猶草木之葉ニ相残テ白砂也、又彗星出現云々、旁凶事、（中略）雨フラス土ヲ石山消之、珍事珍事」とあつて、①には白っぽい色をした土器の粉状の物質が地上へ降下し、中々消えなかったとする現象であり、②には彗星の出現であった。後陽成天皇は特に②を問題視していたらしく、同記同年7月6日条では「今度彗星出現、不快ニ被思食了、依之於清涼殿御修法可致参勲旨被仰出了、不寄存知 叡慮、過分至極也」として、天皇は清涼殿に於ける修法を密教修法の内、大壇、護摩壇、十二天壇、聖天壇の四壇を設けて行なう大掛かりで最重要な「御公料百石、大法」として執行することを命じたのであつた（同記同8日条）。この時出現した彗星は多くの人々に依つて目撃され、前掲のアビラ・ヒロンに依る「転訛してハボンとよばれている日本王国に関する報告」第六章の中では、「西北西の方角に彗星が現われたが、その尾は東北東にあたる都の方を目ざしていた。（中略）日本全土で、人々がこれを目にしたことをわたしは知っている」と、何やら京都方面での不吉な出来事の発生を示唆するかの様な記述でもあるが、そのことを天皇が知っていたのかどうかは別として、結局、修法は天皇自身も「出御簾中御聴聞」する形で同7月22日に執行された。彗星の出現が当時の日本に於いても尚、国家的旁凶事として捉えられていたことの顕在化ではあろう。①に関しては、程度の甚だしい黄砂か、若しくは火山灰の降下である可能性があるかと推測されるが、夏季に当たり時期的に見ても黄砂や雪氷等である可能性は低いと見られる。<sup>(39)</sup> 仮にその原因が火山噴火に依るものであったとするならば、日本国内所在の火山では、当該期に噴火活動の可能性が存在するのは、白山、浅間山、草津白根山の3つの火山であると推測される。最も可能性が高いのはこの年（1596）

5月1日～5日に噴火し、同5日には噴石に依り多数の死者を出し、更に同8月19日に再び噴火していた浅間山であろう。偏西風の影響を考慮して、日本のすぐ西側に位置する韓半島付近、中国東北部所在の火山の事例を検討してみると、濟州島（火山）、白頭山（長白山）、<sup>(40)</sup>そして五大連池火山（中国黒龍江省の黒龍江と松花江に挟まれた地域にある54の火山体群）共に、日本に迄影響を及ぼす様な当該期に於ける噴火活動の可能性は低いと見られる。又これと関連し、「義演准后日記」の文禄5年閏7月14日条では、「天ヨリ毛降、似馬毛ニ、或一二尺、或五六寸計也、色ハ白黒、又赤色ナリ、京都・醍醐同前二降」として、馬の毛の様な物質が空から降って来たと言うのである。やはり「舜旧記」の同15日条にも、「地震余波、五六度動了、同馬毛ノ如ナル物降也、不審奇特云々」として、馬毛様物質の降下を記載している。梵舜に依る「不審奇特云々」という表現が示すものは、勿論打ち続く余震への恐怖と、未だかつて目にしたことの無い物質の天からの降下という現象が意味する今後の展開にあったと見られる。その一方で、本震発生日を含んで休むことなく日記の筆録を行ない、更には同14日の智福院での夢想連歌興行参加に見られる様に、京都での大被害発生<sup>(41)</sup>の割には意外な程平然と普段通りの生活を送っていた様子も、一方では見て取れるのである。これには恐らく現京都市内でも、北部地域の方は割と建物被害も多くはなかったことと、地震をも含めた自然災害に対してその被害実態よりも、寧ろそれに伴う今後の展開、将来（の政治的動向）に向けての（悪）影響の方に興味の中心があった、或いはそれが移って行ったからではなかったかと推測されるのである。更に、ルイス・フロイスの「日本史」〔第60章（第2部77章）〕では、天正地震発生直後に於ける状況に就いて、「この（地震）が続いた間、（および）その後の数日間はこの話で持ちきりで、異教徒たちは、日々目撃することや、遠隔の地の（惨状）を耳にするたびに、言いようもない恐怖に打ちのめされた。だがその後、ごくわずかの月日を経てからは、まるで何事も生じなかったかのように、（地震）について話したり思い出したりする者はいなくなった」と記している。この部分は伝聞記事ではなく、フロイス等の実感である。つまり、震災は震災として、日本に居住する限り、避けては通れない止むを得ない災害であるという認識である。当該部分は勿論、外国人としての宣教師達の認識ではあるが、そこには当時の日本人一般の自然災害に対する感覚が強く反映されていたと考えられるのである。一般の日本人が容易に災害から立ち直っていたこと自体が、異教徒には不思議なことであったのかもしれないが、そうしなければここで生活を営むこと自体が不可能であったことも又、看過できない現実でもあった。災害よりの立ち直りの早さ、換言すれば時間の流れの速さは、日本に於ける災害対処文化論を追究する上で大きな特質でもある。

ところで、この「馬毛」の降下という自然現象自体が何であるのかははっきりとしないが、ガラス質の火山噴出物である「火山毛（ペレーの毛）」ではないかとする見解も存在するものの、現在に至る迄確定はされていない。田村知栄子、早川由紀夫氏「史料解説による浅間山天明三年（1783年）噴火推移の再構築」<sup>(42)</sup>に依ると、天明3年（1783）浅間山噴火に際し、「信濃国浅間嶽焼荒記」の同7月6日の記事に記される赤色の降灰が天明軽石層下部に挟まれるピンク色シルト（silt、砂と粘土の中間の粗さの土）に対応する可能性があると言及するが、京都で観測されたという馬毛様の物質の色が赤色をしていたというのは、その発生源が浅間山であったことの一つの示唆には成り得るであろう。<sup>(43)</sup>又、一般的には日本付近の上空を通過する大気は偏西風の影響を受けるであろうから、京都より約300キロメートル北東側に所在する浅間山からの噴出物が、

偏西風に逆行する如く、更に3,000メートル級の山岳地帯をも飛び越えて京都へ飛来すること自体が果たして可能なのか、という疑問も現に存在する。<sup>(44)</sup> ただ、東日本大震災（2011年3月11日）後に於ける、東京電力福島第一原子力発電所より放出されたと類推されている（天然には殆ど存在しない筈の）放射性物質が、同年5月には神奈川県西部所在の茶畑から採れた茶葉に付着しているのが確認され、更に沖縄県を除く九州各地に於いても、同年3月21日頃急激に（同発電所より放出されたと推測される）放射性物質の検出値が高まったとする事実は、火山毛と放射性物質との質量の差異が存在するとは言え、偏西風下層にこれと逆行する大気の流れが存在していたことを物語っていると言うことができるのである。<sup>(45)</sup> この点に関しては、小山真人氏<sup>(46)</sup> が京都で観測された馬毛様の物質自体は火山毛であろうと指摘するが、その起源が浅間山であることには懐疑的である。他に可能性のある火山としては、九州所在の霧島と阿蘇とを指摘するが、結局京都に於ける降灰、降毛の給源火山を特定するには至っていない。

ただ、醍醐寺座主であった義演准后は、この現象に関して東福寺の僧侶より以下の報告を受けている。或いは、それは醍醐寺の坊官等に調査を命じた結果なのかもしれない。それは、「義演准后日記」文禄5年8月朔日条に記されているものであり、今回の地震発生に関して諸書中より該当する関連記事を調査し、更にそれらを意義付ける作業であった。つまり、「太平御覧 八百七十七卷 咎徴（徴）部四（日）」の「雨土（ツチヲラス）」、「京房易傳」の「内淫乱、百姓劳苦、則天雨土、此小人将起、是謂黄生目（月力）、土失性、則雨塵土沙灰、皆土之類也」、「尚書中候」の「殷紂時、十日雨土於亳、紂竟國滅、雨毛」、「隋書」の「文帝開皇六年、京雨毛、如馬尾、長者二尺、餘六七寸、其月梁士彦・宇文忻・劉昉以謀反誅、明年發十萬人、築長城、又於揚州開山造瀆、以通運、衆役繁興、雨毛之應也」という、何れも中国の書籍中に記された類似の現象、事象を検索し調査したものである。地震勘文の場合もそうであるが、何故中国の史書中より検索が行われていたのかは分からない。日本で発生した自然災害に対して日本の古文献ではなく、中国の古文献を頼りにしていたのは、日本へ齎される自然災害は中国が起源であるとする思想が当時の日本にはあったのか、或いは中国（の歴史）の方が日本よりもかなり長い分、日本より災害先進国であるとする認識が存在していたのか、又は日本で作成された古記録に対する信頼性やそこでの分析力が著しく低く評価されていたのか、何れにしても類推の域を出るものではない。<sup>(47)</sup> しかし地震勘文の場合とは違って、今回義演准后は中国文献の中でも緯書は用いずに、当時としても比較的信頼性の高いと考えられていた中国文献資料の中より調査をさせていたと推測されるのである。<sup>(48)</sup> これらの記事の報告を受けた義演准后は、以下の如く、当時の日本に於ける諸情勢に鑑み、非常に納得をしているのである。若しかしたら、こうした中国文献を検索、調査し、類似の事象を見付け出したのは、自分自身の中にある漠然とした未来に対する不安感を払拭し、自分自身を安心、納得させる目的であったのかもしれない。若しそうであったとするならば、義演准后に依る調査の目的も地震勘文の場合と同様に、未来予想図の構築にあったのであり、そのことは彼に依って豊臣秀吉にも報告されていたのかもしれない。彼の日記中に於いて「右書物、東福寺僧撰出云々、去六月廿七日天ヨリ沙降、又去月十四日夜、白毛或黒毛降、誠百姓ノ勞苦此時也、地撿ヲセラレ、剩晝夜普請二責遣、片時毛無安事也、仍雨土無余儀歟、次去年開（関）白秀次叛反、被誅、今年以數万人ヲ、伏見山ヲ開ク、衆人群集、寔雨毛ヲ故也、書物ト符合、奇特奇特」とするのは、検地の実施や度重なる普請への動員が百姓の労苦を伴う時には雨土があるとした漢の京房に依る易学「京氏易傳」と合致し、更に梁士彦・宇文



忻・劉昉等に依る謀反や十万人を動員した万里の長城の建設、そして揚州での水路の開削事業等と雨毛との関連性を示唆した、唐の魏徵等に依る正史「隋書」の記述が、今回の豊臣秀次の謀反、誅罰、伏見に於ける土木工事の実施に重なるとして義演准後は頷いたのである。ただ、謀反の発生や土木工事の実施、為政者に依る農民の動員といった出来事は日本や中国に限ったことでもなく、世界中の何処でも起こり得るものであったが、そうした冷静な判断が中々つかなかったという混乱、錯綜した現実の反映であろうか。何れにしても、実際に物理的な被害が発生するといったことは別に、「地震大凶故也」（「義演准后日記」同年8月9日条）とする思想が、当時のあらゆる階層の日本人の一般的な考え方であったとするならば、このことは義演准后同様に頷くことができ、受け入れも可能となったのであろう。義演准後に依る「仍雨土無余儀歟」とか「寔雨毛ヲ故也」と言った記述よりは、彼が為政者に依る人民への酷い仕打ちや反乱といった、常軌を逸脱した人事が我々に災異を呼び起こす、とした結論に達していたとしても不思議ではないのである。しかし、そうかと言って彼がこれらの分析を基にして、豊臣秀吉等へ自制を促し、諫言を入れたという証拠は管見の限り無いのである。

こうして震災発生直後に作成された未来予想図が、仏教思想上の一つの特徴であるところの三時の説、所謂釈迦入滅後に於ける末法思想<sup>(49)</sup>の鎌倉時代後期以降に於ける衰退、そしてそれと連動した無常観や厭世観の形骸化に伴ない、それ以降、現在、そして将来に向けての不安に対する新たな心の拠り所や救済を求める本流を形成し、為政者層をしてその様な行動に走らせていたと見ることも可能ではある。元々は仏徒間の怠惰な風潮を諫める為の説教であったとされる三時説が、日本に於いては最澄等が衰退している世の衆生を救済することと、僧侶の厳格な修行の実践とを通して時機相応の仏教に変革しようとし、それが現実社会の退廃、秩序の崩壊を説明する根拠ともなっていたとするならば、その拠り所としての主体性の喪失は、新たな心の拠り所を追求する運動となっていたとしても不思議ではないのである。果たしてその時期は、災害発生に際しての地震勘文、占文の出現、又それらの多用の時期と合致するのである。しかし、地震勘文、占文の作成や古文獻の涉獵といった行為が民衆ではなく、為政者、或いはそれに近い人物に依って成されていたことには着目しなければならないであろう。自身が行なって来た政治に徳が無かったことを検証し、それを今回の天地が引き起こした災異と照らし合わせながら評価し直す作業こそが、当時に於ける最新の科学的対処法であると認識していたと見るのが可能なのではなかろうか。しかし、民衆の震災直後に於ける物理的対応が建物の倒壊を恐れた「京中男女至迄悉外二寝了」（「舜旧記」文禄5年閏7月13日条）というものであったことは、現在の我々の行動と余り差異が無いばかりか、当時の為政者の取った対応との明確な違いが鮮明となったのである。

## おわりに

以上、「義演准后日記」を主たる素材として、近世初期当時の人々が災害に対してどの様な対応をしていたのかに就いて、特に文化論的な視角よりの接近を試みた。当該日記は、醍醐寺座主であった義演准后を記主としたものであり、震災関連記事に限定してみれば、どちらかと言うと民衆よりは為政者、仏教界の方へ関心を寄せており、その意味に於いてはここから民衆に依る震災への対応

を知ることは中々困難であった。しかし、彼は本稿で取り上げた時期には豊臣秀吉の顧問的な立場にあり、秀吉や朝廷に依る震災への対応にはかなりの記事を割いていた。そこで、当該慶長年間に於ける震災発生に於いて、文化論的には次の三点が整理、指摘されるであろう。先ず一つ目は朝廷、取り分け後陽成天皇に依る震災への精神的な対応である。勿論、大きな震災発生直後という混乱、錯綜した状況の中にあつて、それを当時は精神的な対応であるとは考えてはいなかった筈であり、まさに实际的、物理的な対応、当時の最新科学を駆使したものとして認識し、処理されていたものと考えられる。それは、地震発生直後に大地震祈祷の論旨が発給され、先ずは神仏の力を借りての地震封じが実行されたことである。漸く西欧文明や文物、南蛮人も入り始めた当時の日本社会にあつて、どれ程現実的な効力を期待して祈祷が実施されていたのかに関しては類推の域を出るものではないが、地震発生の物理的な構造が未だ分からなかったという一点に於いて、地上では神仏が地震を抑えることの出来得る唯一の現実的、物理的な力であると本気で信じていたとしても不思議ではないと言えよう。そしてそのことを神仏に依頼し得る唯一の主体が豊臣秀吉ではなく、天皇であったとするならば、「就大地震御慎不淺候」という記述は、地震を引き起こす地下世界を支配する何者かに対して、この地上の支配者であるところの神仏への唯一の依頼者としての天皇の立場が説明されるかもしれない。

二つ目は、改元の実施である。改元自体は代始、祥瑞、災異、革命、革令等様々な理由で行われるが、大規模な災害の発生に際しても古来より実施されて来た。つまり、「災異」という混乱時に於いても改元の作業を行うかもしれない、ということが予め想定されている、通常の改元手続きの中に位置づけられて来たものなのである。吉凶の基準で判断するならば、「地震大凶」であり、それは忌むべき存在ではあつた。つまり、同じ年号内で起こった地震という実際上の出来事に対し、年号を変更することに依つてこれ以上の「大凶」を回避することができるのではないかと考えていた節がある。ただ、今回の地震発生に際して後陽成天皇は、改元（の日時や新年号の候補等）に関して不慮被仰事を発していた。その主たる理由は都周辺への火山灰降下と彗星出現であつたと思われるが、改元の実施に対して天皇自らが強力なリーダーシップを発揮していた点には注目すべきであろう。新年号案（慶長）は、何れにしても過去に一度発案されていたものの中より選択されたので、これは震災という緊急事態に際しての止むを得ない実際上の対応であつたものと考えられる。「古事類苑」（歳時部三、年號上）<sup>(50)</sup> では改元に関して、「改元定ハ朝廷ノ重事ニシテ、其式ハ略々一定シタリ」とし、年号勘者の選定より始まり、勘文の提出、諸卿に依る杖議（難陳）、天皇への奏聞、天皇に依る裁決、という段取りで進められるとしている。最終段階での（形式的な）裁決を除けば、天皇が改元のプロセス自体に直接的な形で関与できる余地は無いシステムとなっている。「古事類苑」に記された改元の過程では、「經史ニ據リテ、好字ヲ擇ブ」ことが作業の中心であり、改元の日時自体（の決定）にはそれ程の重要性を置いてはいない。但し、戦国、織豊期に於ける改元を巡っては、その中の作業の一部分が武家側の関与等の理由に依つて延期されることは、池亭氏の指摘に従えば決して珍しいことではなかつたとされる。<sup>(51)</sup> 本来であれば、大臣や諸卿の事前の談合に於いて殆んどが決定されている新年号に対し、天皇が形式的に追認するだけの儀式であつた改元定であつたが、しかし、今回後陽成天皇が主体的に改元日時や新年号候補選定等の過程に対して積極的な形で異議を唱えて関与をしていたことは、義演准后が指摘する通り「珍事珍事」と言わざるを得ないのである。これは、当該期の改元に影響力を及ぼしていた武家等に依る干渉の場合と

は違い、「地震大凶」ではあっても、それに関わる改元に対しては、天皇自身が納得した吉日や年号を選択したいとする彼の強い意向の発現であろうが、その根底には日本に統一的な権力が復活する中での王権のあり方に対する焦燥感が存在していたと見ることができるのである。改元、つまり日本に限らず、王権を構成すると考えられた要素の一つである、時間に対する支配権の天皇自身に依る強力な関与やその奪取は、端的で、しかも誰にも分かり易い行動であり、それが当該震災を機に噴出したとさえ推測することができるのである。

三つ目は、震災直後に於ける陰陽師賀茂在昌に依る占文の作成、奏上や、義演准后に於ける今回の地震発生に關しての諸書中よりの該当記事調査、及びそれらを意義付ける作業である。大きな地震が発生した直後に占文を作成し、それを奏上する行為自体は既に平安期にはその存在が確認される。「平家物語」巻第三・法印問答<sup>(52)</sup>では、陰陽頭安倍泰長の子である泰親が大地震発生直後に籌策に依って出た卦を、金置経、枢機経、神枢靈轄の三経に照らして判断した自らの占文を持って参内し、天皇に直接その内容を説明するという話題が現れるが、そこには「この泰親は、清明五代の苗裔をうけて、天文は淵源をきはめ、推条掌をさすが如し」とあることから、陰陽寮として大規模地震発生直後の占文作成に、泰親以前にも安倍氏等を中心として関わりを持っていたことが推測される。本稿で検証したこうした作業が慶長年間当時、どのような意味を持っていたのかに關しては不明な点も多い。しかし、彼らが根拠とした文献が日本古来の諸記録、編纂物ではなく、中国由来の文献であったことに重要な示唆が含まれているかもしれない。「天文要決」、「内経」、「六甲」、そして「太平御覽」、「京房易傳」、「尚書中候」、「隋書」等、今回は調査対象として比較的に信頼の置ける中国書籍が使用されていたが、場合に依っては内容に信憑性の殆んど無い緯書が使用されることもあった。占文の作成は明らかに未来予想を行なうことに主たる目的が存在していたが、その結果は大概の場合には「陰盛陽衰」、「讒言起」、「人民病災」、「百姓不安」、「人民勞苦」、「世界不安」といった様に、否定的な内容を表わしている事例の多いことが特徴的である。賀茂在昌は陰陽師ではあるが、その一方ではキリスト教を受容したとされ（マノエル在昌）、<sup>(53)</sup> 遂には永祿三年（1560）には家族共々キリシタンになったとされるが、元々天文学、漢学に精通していた上、更に西欧の宇宙論や気象科学に關する知識をキリスト教宣教師等より得ていたとするので、彼自身、その様な科学的な根拠を欠く占文の作成にどれ程の意義を見出していたのであろうか。又、義演准后に依る文献調査は中国の書籍中に記された類似の現象、事象を検索し調査したものである。これは占文の如き未来予想図の構築と言うよりも、実際に発生した自然現象と為政者に依る人事、つまり現実とを関連付け、繋ぎ合わせる作業であったと言えるであろう。そのことにどのような目的が存在していたのかははっきりとしないが、調査の結果、人民に対する為政者に依る過重な課役があった時に何らかの重大な悪影響を及ぼす様な自然現象が発生していたとする成果を得ていたことより見て、宗教者である義演准后は撫民の為の何らかの理論武装を意図したのかもしれない。そして、その相手が繋がり深い豊臣秀吉であったとするのは少し飛躍のし過ぎであらうか。そして、こうした地震発生を基にした占いは江戸期には一般的な行為になっていたことが「甲子夜話」巻74〔8〕（地震の占）<sup>(54)</sup>の記述よりも知ることができる。そこには、「去歲屋代が手に得たり連（トテ、と言って）、行智一紙を示す。地震の占なり。曰く。日風疾雨日風疾雨日風疾雨 卯辰巳午未申酉戌亥子丑寅 卯以下は日夜の刻なり。日は日和り、風は吹くなり。疾は湿なるべく、天気くもるなり。雨は字の如しと。抛之ば、世俗に、九はやまひ五七の雨に四つ日でり 六つ八つなれば風

と知るべし」と謂ふもここに出るなるべし」とあり、幕末にかけての市政の風俗としてこうした地震占いの札が出回っていたことが類推されるのである。これも、地震発生を基礎にしたある種の未来予想を行なったものであろうが、それが上記の朝廷に依る占文の作成、奏上や、義演准后等に於ける地震発生に関しての諸書中よりの該当記事調査、及びそれらを意義付ける作業に影響されて、そうした行為が民衆の間に普及して行ったのかどうかには就いては判断としない。地震災害とその後に発生する気象災害とを結び付けようとする傾向は、既に「日本書紀」中にも見出された。ただ、こうした未来予想を行なうことの精神的な基底には、震災発生に伴う混乱と不安、そして近未来を見通すことが困難な状況下において、信憑性が有る無しに殆んど関わりなく、何らかの根拠に基づいた未来予想図を手にするに依って、それが見通せるかもしれないという漠然とした意識が共通して存在していたことは、ほぼ間違いないであろう。

## 註

- (1) 丸善株式会社、2011年11月。
- (2) ①小林健彦「災害の発生とそれへの人々の対処に関する文化史～古代新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観～」、②同「日本古代に於ける災害対処の文化史～新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔二編共『新潟産業大学人文学部紀要』（新潟産業大学東アジア経済文化研究所）第19号所収、1～43頁、2008年3月〕参照。尚、上記の二編は『日本史学年次別論文集 古代（一）』2008（平成20）年版（朋文出版、2010年5月、436～458頁）にも収録される。又、③同「日本の中世前半期に於ける災害対処の文化史～新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観を中心として～」（『新潟産業大学人文学部紀要』第21号所収、57～68頁、2010年3月）、④同「日本の中世後半期に於ける災害対処の文化史～新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔『新潟産業大学経済学部紀要』（新潟産業大学東アジア経済文化研究所）第38号所収、57～74頁、2010年6月〕、⑤同「日本の戦国期に於ける災害対処の文化史～事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔『駒沢史学』（駒沢史学会）第76号所収、1～17頁、2011年3月〕、⑥同「新潟県域に於ける謎の災害～古代から中世にかけて発生した巨大地震とその被害～」（『新潟産業大学経済学部紀要』第39号所収、45～60頁、2011年6月）、⑦同「北陸、新潟県域の戦国期に於ける災害対処の文化史～事例の検出と人々の災害観を中心として～」（『新潟産業大学経済学部紀要』第40号所収、79～98頁、2012年7月）等参照。
- (3) 『朝日新聞』（朝日新聞社）、2012年1月16日付朝刊、12頁（科学）、「地震対策古文書で探れ 日記から震度推定 復興の記録も」記事参照。
- (4) 慶長年間以降、江戸時代には寛文年間（1660～1670年代）、享保年間（1710～1730年代）、宝暦年間（1750～1760年代）、天保年間（1830～1840年代）、安政年間（1850年代）に震災が多発している。特に安政年間には甚だしく、「安政東海地震」（1854年）、「安政南海地震」（1854年）、「江戸地震」（1855年）、「飛越地震」（1858年）の如く、当該年間を通じて毎年の様に被害地震を発生させていた。このことは黒船来航、欧米諸国との条約締結、開国、安政の大獄と言う、岐路に立たされた幕末日本の民心や政治的情勢に少なからざる影響を与えていたのではないかと類推される。つまり、こうした地震発生が古来より凶兆とされて来た経緯を踏まえ、政治、社会的には現政権離れ、革新を求める動きに多少なりとも寄与したということもでき得るのである。
- (5) 『新潟日報』（新潟日報社）、2011年11月25日付朝刊、1頁（総合）、「地震発生率 1.1断層1.0倍超 震災後 県内は3ヵ所 東大研調査」記事参照。
- (6) 以下、『理科年表 平成24年 第85冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」に依る。
- (7) 長谷川亮一氏「海に沈んだ島のことなど」〔『本郷』（株式会社吉川弘文館）NO.94所収、2011年7月、19～21頁〕参照。
- (8) 『アピラ・ヒロン日本王国記 ルイス・フロイス日欧文化比較』大航海時代叢書 XI（株式会社岩波書店）1965年9月、に依る。
- (9) 『角川日本地名大辞典 44 大分県』（株式会社角川書店、1980年11月）の「沖浜」の項参照。
- (10) 以下、①國生剛治、堤千花、池原研氏「地震動による海底地滑りの発生メカニズムに関する地盤工学的検討」

〔『中央大学理工学研究所年報』（中央大学理工学研究所）第9号所収、2002年12月、18～24頁〕、② 國生剛治、堤千花、樺沢和宏、清水愛子、吉川陽氏「地震による海底地すべりと液状化地盤の水膜現象の関わり」〔『土木学会年次学術講演会講演概要集』（公益社団法人土木学会）59巻3号所収、2004年9月、論文番号3-217、433～434頁〕参照。

- (11) 國生剛治、堤千花、池原研氏前掲論文所収「表1 地震により海岸近くで起きた海底地滑りの諸条件」（同18頁）参照。
- (12) 虎尾俊哉氏編『延喜式 上』（集英社）2000年8月、645～646頁参照。
- (13) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所は、平成24年（2012）5月16日に、新潟県沿岸部に於いて実施した、過去に発生した可能性のある津波に依る堆積物調査の暫定的な結果を発表した〔「News アトム」（H24-I-1）〕。当該調査は、新潟県本土の内、五ヶ浜～谷浜にかけての9地点（約90キロメートルに渡る沿岸部）、佐渡島内2地点、合計55箇所にて、深さ約1メートル～7メートル迄掘り下げて試料を採取、分析する方法で行なわれ、江戸時代以前より7,000年前迄の津波の痕跡を調査することを目的として実施された。これに依ると、五ヶ浜、野積、谷浜の3地点に於いては砂の層を検出できなかったとする。佐渡下久地で検出された砂の層からは層形、並びに珪藻が確認されたことより、砂層は津波に依るものであった可能性が高いと評価した。又、窪田（佐渡）、井鼻、西中通の3地点に於いては、津波に依る可能性のある砂層を検出した。その他の宮川、枇杷島、米山、柿崎の4地点で検出された砂層は、津波以外の理由に依って齎された可能性が高いと評価している。これらのデータより齎された知見として、同所は天保山形沖地震（1833年）以降に同所周辺で確認されている歴史津波の高さ（海拔約2～3メートル）と概ね変わらないものであると指摘した。ただ、本土沿岸部の内、角田山～弥彦山西縁付近は、稜線が海岸のすぐ際まで張り出しており、又、寺泊～柏崎市内荒浜付近にかけての沿岸部は、海岸線に沿って比較的高い砂丘地が発達しており、仮に津波が襲来していたとしても海岸近くの砂丘や丘陵、山を超えることができず、元々津波の痕跡が殆ど残存していなかった可能性もある。更に、太平洋沿岸部と違って日本海沿岸部では、特に冬季の季節風に依る高波や高潮、強風等の要因に依り、津波痕跡がその後、徐々に浸食されて失われて行った可能性に就いても指摘可能であると考えられる。
- (14) 石井神社が創建された当時、現在の新潟県柏崎地域（の沿岸部）に纏まった人数の人々が居住していたのかどうか、つまり集落が存在していたのかどうかにははっきりとはしないが、全く民衆の住んでいない場所、換言すれば人々の存在が認められない場所に神社を建てたとも考え難い。ただ、鳥居はもとより、集落等の痕跡は現段階では周辺域、及び海底よりは検出されていない。又、同様の事例として、同じ新潟県内糸魚川市能生の海岸部には、「巖島神社」があり、航海安全、豊漁祈願としての祭礼（巖島神社式年祭、弁天様のお開帳）を約千年前より30年、60年毎に行なっていることを指摘しておく。当社は現在、能生白山神社の末社となっており、祭神は市杵嶋姫命であるが、江戸期には市杵嶋神社、岩窟弁才天等と称された。当該巖島神社は日本海に突き出した弁天岩に鎮座し、その意味に於いては船舶に依る海上よりの礼拝形式をとっていたと見ることができる。巖島神社自体は安芸国の宮島に所在する施設（祭神は天照大神の娘である市杵嶋姫命、田心姫命、湍津姫命の宗像三女神である）を始め（本社）として、管見の限り、北海道天塩郡天塩町、同留萌郡小平町、同留萌市、同増毛郡増毛町、同札幌市、同釧路市、同函館市、岩手県大船渡市、同釜石市、宮城県女川町、山形県鶴岡市、福島県伊達市、栃木県足利市、群馬県渋川市、茨城県つくばみらい市、同銚田市、埼玉県ふじみ野市、千葉県千葉市中央区（2か所）、同南房総市（2か所）、東京都練馬区、同新宿区、同目黒区、同大田区、同調布市、神奈川県川崎市川崎区、同横浜市中区、同鎌倉市、同茅ヶ崎市、同足柄上郡中井町、同中郡大磯町、静岡県伊東市、同三島市、同富士宮市、愛知県安城市、京都府京都市左京区、同上京区、同南丹市、同宇治市、奈良県天理市、同桜井市、兵庫県神戸市中央区、同兵庫区、同洲本市、愛媛県松山市、同南宇和郡愛南町、広島県尾道市、島根県大田市、山口県下関市、福岡県春日市、大分県豊後高田市、宮崎県白杵郡椎葉村等の他にも、祭神である宗像三女神の名称を冠した施設迄を含めると夥しく各地に散在しているが、古くより存在しているものは、多くの場合沿岸部に所在し、祭神も宗像三女神である（太字は沿岸部に所在しているもの）。この点では、柏崎の石井神社との類似性を指摘することも可能である。つまり、石井神社の場合にも元々社殿の北側（海側）に鳥居が設置され、それは海上からの礼拝を想定した構造となっていたということである。従って、社殿自体も海上からの礼拝が可能な様に北側を向いて建てられていたのかもしれないのである。それは水神を祀り、海上交通の安全を祈願する為でもあった。こうした沿岸部に神社を建設すること自体は、決して珍しいことではなかったのである。以上のことより類推すれば、当該新潟県域を中心とした地震に於いて、平安時代～鎌倉時代にかけての時期に、中越地方の沿岸部が佐渡海盆に向けて海底地滑りか、又はそれに似た現象に伴ない大きく陥没した可能性は無いのであろうか。勿論、現在の処、一次史料に依る確認が出来ない以上、後世の編纂に関わる現存諸史料が創作であった可能性も排除することは出来ないであろう。文献史学よりのアプローチからだけでは、このことの指摘を行なうのが現段階に於ける到達点であり限界点でもある。尚、

小林健彦「柏崎の災害～昔といま、そしてこれから～」〔『柏崎市民文化誌 風のいろ』（柏崎文化協会）第5号所収、38～41頁、2012年2月〕、同「柏崎、刈羽地域の災害史について考える～昔といま、そしてこれから～」〔『柏崎刈羽』（柏崎刈羽郷土史研究会）第39号所収、24～30頁、2012年4月〕参照。



写真：糸魚川市能生所在の巖島神社（筆者撮影。神社が鎮座する弁天岩自体は安山岩質火山角礫岩より成立しており、約100万年前の海底火山噴出物に依りできている）

- (15) 以下、『理科年表 平成24年 第85冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」に依る。
- (16) 東京大学史料編纂所、1972年11月。同書708～710頁参照。以下、出典はこれに依る。
- (17) 『国史大辞典』（吉川弘文館）の「大坂の陣」の項参照。
- (18) 『大日本史料』12編15冊、596～650頁、に依る。
- (19) 『大日本史料』12編15冊、676～694頁、に依る。
- (20) 「本光國師日記 十三」所収の同年10月24日付天龍寺、相國寺、建仁寺、東福寺、萬壽寺充て金地院（崇伝）、板倉伊賀守（勝重）〔京都所司代〕連署書状に依る。
- (21) 『大日本史料』12編17冊、東京大学史料編纂所、1973年1月、164～171頁、に依る。
- (22) 『大日本史料』12編17冊、955～980頁、に依る。
- (23) 『国史大辞典』の「禁中并公家諸法度」の項参照。
- (24) 史料纂集④『義演准后日記 第一』（株式会社 続群書類従完成会）1988年7月、に依る。但し、『舜田記』では、同12日の（本震）発生とする。
- (25) アビラ・ヒロン「転訛してハボンとよばれている日本王国に関する報告」第六章、に依る。
- (26) 『史籍雑纂 二』所収。当代記の作者は不明であるが、徳川家康の外孫に当たる松平忠明（姫路城主）とする説もある。安土桃山時代～江戸時代初期にかけての編年体による記録書で、地域、事象、時間に依る記事の精度に落差が激しいとされる。ただ、作者は江戸幕府の当局者より情報を入手可能な立場にあった人物であるとされているので、当該秀吉に関わる記事にも一定の信憑性はあるかもしれない。尚、『国史大辞典』の「当代記」の項参照。
- (27) 『国史大辞典』の「賀茂御祖神社」の項、及び「山城名勝志 卷第十一 上」愛宕郡一〔『新修 京都叢書』第十四巻（株式会社 臨川書店）所収、1994年11月〕参照。
- (28) 増補史料大成『中右記 一』（株式会社 臨川書店）1975年9月、に依る。
- (29) 以下、堂岡實氏「京都御所の地震御殿」〔『普請』（財団法人 京都伝統建築技術協会）第29号所収、36～41頁、1995年12月〕に依る。
- (30) 天正13年（1585）11月29日の発生で、震央は東経136、9度、北緯36、0度（岐阜県中央部付近）であったとし、マグニチュードは約7、8と推定されている。主たる被災地は畿内、東海、東山、北陸の諸道であった。被災地が広範囲に渡っていることから、震央ははっきりとしていないが、白川断層上、伊勢湾、二つの連続地震、阿寺断層帯とする説がある。データは『理科年表 平成24年 第85冊』に依る。
- (31) 松田毅一、川崎桃太氏訳『フロイス 日本史5 五畿内篇Ⅲ』（中央公論社）1981年12月、に依る。
- (32) 『日本国語大辞典』（小学館）の「じしん【地震】」の項参照。
- (33) 改訂増補 故実叢書 25巻『鳳闕見聞図説・安政御造營記 他』（明治図書出版株式会社）1993年6

月、に依る。

- (34) 『西鶴集 下』(株式会社 岩波書店) 1960年8月、に依る。
- (35) 塚本学氏校注『御当代記—將軍綱吉の時代』東洋文庫643(株式会社 平凡社) 1998年11月、に依る。
- (36) 中村幸彦、中野三敏氏校訂『甲子夜話 1』東洋文庫305(株式会社 平凡社) 1992年5月、に依る。
- (37) 冷泉為人氏「公家町の災害と防災—内裏(仙洞・大宮)御所をめぐる—」(立命館大学・神奈川大学21世紀COEプログラム ジョイントワークショップ報告書『歴史災害と都市—京都・東京を中心に—』所収、21~28頁、2007年2月) 参照。
- (38) 史料纂集(第二期)『舜旧記』第一(株式会社 統群書類従完成会) 1970年4月、に依る。
- (39) 『理科年表 平成24年 第85冊』所収の「月別の黄砂観測のべ日数 国内61地点」に依ると、日本国内への黄砂の沈降には季節に依る大きな差異が存在していることが分かる。つまり、1981年~2010年の間の統計では、黄砂の沈降が新暦2月~5月の間に集中しており、特に7月~9月の間の平年値は0、0であった。しかし、その一方では黄砂の日本国内への沈降には、日本上空を通過する偏西風のルートやその強さ、黄砂発生源に於ける地表温度や乾燥度、植生の状態等の諸条件に依り著しい差異があるのも又事実である。尚、同書所収の「年別の黄砂観測日数(国内61地点)」、「年別の黄砂観測のべ日数(国内61地点)」(何れも1967年~2010年の間の統計) 参照。
- (40) 済州島は火山島であるが、西暦1000年代の初頭(1002年、1007年)に噴火活動をしたとされている。ところで、韓半島付近では16世紀の末頃、地震を伴う異変が記録されていた。「宣宗大王實録 卷之九十三」〔『朝鮮王朝實録』(国史編纂委員会) 1973年9月〕宣祖30年(1596)10月条には、咸鏡道觀察使であった宋言慎からの書状に依る都への報告として、同年8月26日の辰刻に三水郡境で地震が発生し、翌27日にも地震が起きたことを記している。その後、巖底三水洞中川の水の色が白濁し、同28日には黄色に変化したとする。又、赤色の土水が湧出しそれは数日で止まったという。更に最初の地震が発生したと同時に「放砲之聲」があったとし、天を仰ぎ見れば烟氣が漲り、数抱えもある巨大な石が烟と共に噴出して大山を飛び過ぎて行ったとする。そして、翌日にも地震が続いたとしているが、これらの記述の内容よりは当該諸現象の原因が火山噴火を想起させるものである。白頭山は朝鮮民主主義人民共和国咸鏡(北)道北部、両江道、中国吉林省の境界付近に所在する火山であるが、若しかしたらこの時にはそれが噴火活動をしていたのかもしれない。ただ、京都で観測された火山毛が白頭山由来のものであったとするならば、「義演准后日記」の記述とは時間的に整合性がとれないが、同山が宋言慎の報告以前より既に噴火活動をしていたとするならば、時間的な辻褃は合う可能性もある。更に、早川由紀夫、小山真人氏「日本海をはさんで10世紀に相次いで起こった二つの大噴火の年月日—十和田湖と白頭山—」〔『火山』(特定非営利活動法人日本火山学会) 43巻5号所収、403~407頁、1998年10月〕に依れば、947年前後に噴火したと見られている白頭山に由来する日本周辺に降下した火山灰(苦小牧火山灰)は、北海道、東北地方から近畿地方へも飛来したらしいとする。特に、「興福寺年代記」天慶9年(946)10月7日条、藤原忠平の日記である「貞信公記抄」〔大日本古記録『貞信公記』(株式会社 岩波書店) 1956年3月〕天慶10年・天曆元年(947)正月14日条(「空中有聲如雷鳴、或人云、天智天皇山陵(山階山陵)鳴也、又云、非山陵鳴也」、「日本紀略」〔国史大系本『日本紀略 第三(後篇)』(株式会社 吉川弘文館) 1988年4月〕同日条(「空中有聲。如雷」)等に記された近畿地方に於ける降灰、鳴響現象は、苦小牧火山灰がアルカリ長石を含有するといった顕著な特徴を持ち、「興福寺年代記」に記載される「白灰散如雪」という白色の降灰からも、アルカリ流紋岩を多く含む白頭山に関わるものであろうと指摘する。
- (41) 『舜旧記』では、死者数万人、伏見城下の顛倒、大仏築地本尊裂破、北野経堂顛倒、東寺金堂顛倒、清水寺外廊顛倒等の被害を記す。特に、伏見付近の「町屋悉破倒了」とあることより、現京都市南部地域での被害が大きかったことが窺える。流石に同年閏7月18日の御霊会は、前田玄以等の意見に依り延引されている。そして、ここでは構造物に関する被害の様子を記載しているが、同12、13、17日条、及び同8月6日条に記載された建造物被害から判断し、「気象庁震度階級」(『理科年表 平成24年 第85冊』所載)に照合すると、同時に於ける構造物の耐震性の低さを勘案しても、京都市街地に於いては大よそ震度6強の揺れに達していたものと推定することができる。
- (42) 『地学雑誌』(東京地学協会) 104(6) 所収、843~864頁、1995年、参照。
- (43) 実際、同年7月18日と20日には白色の馬毛様物質が降り(「浅間山大焼変水已後日記」)、更に浅間山より南東へ約150キロメートルの位置にある江戸に於いても、同年7月8日に白や赤の毛が降ったとする(「森山孝盛日記」)。田村知栄子、早川由紀夫氏前掲論文参照。
- (44) 早川由紀夫、小山真人氏前掲論文に依れば、十和田湖は延喜15年(915)8月17日に、過去2,000年間に於ける日本での火山噴火の中で最大規模噴火のクライマックスを迎えていたが(マグニチュードは5,7)、

- その時の降灰に依ると見られる日照障害は京都でも観測をされていた。十和田湖火山灰の南方地域への分布異常に関して、両氏は中緯度地帯での降下火山灰は、上空を吹く偏西風の影響に依り通常であれば噴火口の東側に分布すると指摘する。ただ、噴火の時期が偏西風の弱まる夏季であったり、三陸沖を台風が北上する等の条件が揃えばその限りではないことも合わせて示唆する。
- (45) 大分県環境保全課発表に依る大気環境中の放射性物質に関する測定結果では、「大気降下物中の人工放射性物質の検出状況」に於いて、2011年4月～7月採取分でごく微量の放射性セシウム134、放射性セシウム137、放射性ヨウ素131を検出、「大気浮遊じんの人工放射性物質の検出状況」に於いて、同年4月～6月採取分でごく微量の放射性セシウム134、放射性セシウム137を検出したとする。
- (46) 同氏「歴史記録と火山学」〔『UP』（東京大学出版会）1996年3月号所収〕参照。
- (47) 『甲子夜話 4』（東洋文庫333、1992年5月）巻52〔15〕（雨毛）では、〔文政4年（1821）〕8月14日の風雨激しく処々出水した際に、「毛を降らせしと云。その状三四寸なるも有り。又短かきも有りしと人々語れり」とする記事を載せている。但し、この現象自体は静山松浦清に依って現認されたものではなく、伝聞記事である。彼はこれに就いて幕府の儒者であった林述斎（公鑑）に尋ねた処、述斎はそれらが獣毛ではないとした上で、「陰気の形を為したる者」とであると返答した。林述斎自身は幕府学問所設置に関わった人物であり、林家歴代当主の中では異色の儒者であるとされ、造園や音楽にも詳しくというが、静山松浦清はその説明にも納得しなかったらしい。そこで後刻、静山は自身に於いて長崎の天文家西川忠英（如見、怒見）著の「怪異弁断」を披閱し、中華や日本の南方にあるとされた無量の大国に妖怪の如き大鳥が多く飛び、その翼下に生えた毳毛が抜け、それが風氣に乗って遠方に降下するものを「雨毛」と称するとした記述をする。如見は限られた情報の中で西洋に関する知識を蓄積したとされる人物であり、徳川吉宗よりも江戸に於いて下問を受けていた。内容は兎も角として、静山は儒者よりも地理学者、天文家の説を信じたのかもしれない。ただ、こうしたものの見方が当時一般的に存在していたのか、どうかについては懐疑的である。尚、『国史大辞典』の「林述斎」、「西川如見」の項参照。
- (48) この点に関しては、小林健彦「日本の戦国期に於ける災害対処の文化史一事例の検出と人々の災害観を中心として」〔『駒沢史学』（駒沢史学会）第76号所収、1～17頁、2011年3月〕参照。
- (49) 『国史大辞典』の「未法思想」、「未法燈明記」の項参照。
- (50) 天部・歳時部、株式会社 吉川弘文館、1995年5月、に依る。
- (51) 池享氏「戦国・織豊期の朝廷政治」〔『一橋大学研究年報 経済学研究』（一橋大学）第33号所収、171～253頁、1992年7月〕208～215頁参照。
- (52) 『平家物語 上』新日本古典文学大系44（株式会社 岩波書店）1991年6月、に依る。
- (53) 岸野久、村井早苗氏編『キリシタン史の新発見』（雄山閣出版）1996年1月、細井浩志氏「中世日本の宇宙構造論に関する覚書—日本人の宇宙観についての見通し—」〔『非文字知社会と中世の時間・暦・交通通信・流通に関する研究—平成18—21年度科学研究費補助金（服部英雄代表：基盤研究[B]）研究成果報告書18320109〕所収、1～11頁、2010年〕、平岡隆二氏「イエズス会の日本布教戦略と宇宙論—好奇と理性、デウスの存在証明、パライソの場所—」〔『長崎歴史文化博物館研究紀要』（長崎歴史文化博物館）第3号所収、43～73頁、2008年〕参照。
- (54) 『甲子夜話 5』（東洋文庫338）1992年5月、に依る。

## 参考文献表

④当該表は著者名(辞典、事典、史料、新聞の場合は発行所)の50音順(外国人名も含む)により配列してある。尚、複数の巻がある辞典の場合はその発行年を省略した。

- 『朝日新聞』朝日新聞社
- 池享氏「戦国・織豊期の朝廷政治」(『一橋大学研究年報 経済学研究』第33号所収、1992年7月)
- 大分県環境保全課「大気降下物中の人工放射性物質の検出状況」
- 大分県環境保全課「大気浮遊じんの人工放射性物質の検出状況」
- 『アビラ・ヒロン日本王国記 ルイス・フロイス日欧文化比較』大航海時代叢書 XI、株式会社岩波書店、1965年9月
- 『西鶴集 下』株式会社 岩波書店、1960年8月
- 大日本古記録『貞信公記』株式会社 岩波書店、1956年3月
- 『平家物語 上』新日本古典文学大系44、株式会社 岩波書店、1991年6月



- 『角川日本地名大辞典 44 大分県』株式会社角川書店、1980年11月
- 史料纂集④『義演准后日記 第一』株式会社 続群書類従完成会、1988年7月
- 史料纂集(第二期)『舜日記 第一』株式会社 続群書類従完成会、1970年4月
- 『地震・火山の事典』勝又護氏編、株式会社 東京堂出版、1993年9月
- 中村幸彦、中野三敏氏校訂『甲子夜話 1』東洋文庫305、株式会社 平凡社、1992年5月
- 中村幸彦、中野三敏氏校訂『甲子夜話 4』東洋文庫333、株式会社 平凡社、1992年5月
- 中村幸彦、中野三敏氏校訂『甲子夜話 5』東洋文庫338、株式会社 平凡社、1992年5月
- 『古事類苑 天部・歳時部』株式会社 吉川弘文館、1995年5月
- 国史大系本『日本紀略 第三(後篇)』株式会社 吉川弘文館、1988年4月
- 『新修 京都叢書』第十四巻、株式会社 臨川書店、1994年11月
- 増補史料大成『中右記 一』株式会社 臨川書店、1975年9月
- 岸野久、村井早苗氏編『キリシタン史の新発見』雄山閣出版、1996年1月
- 國生剛治、堤千花、池原研氏「地震動による海底地滑りの発生メカニズムに関する地盤工学的検討」(『中央大学理工学研究所年報』第9号所収、2002年12月)
- 國生剛治、堤千花、権沢和宏、清水愛子、吉川陽氏「地震による海底地すべりと液化化地盤の水膜現象の関わり」(『土木学会年次学術講演会講演概要集』59巻3号所収、2004年9月)
- 『朝鮮王朝實録』國史編纂委員会、1973年9月
- 小山真人氏「歴史記録と火山学」(『UP』1996年3月号所収)
- 虎尾俊哉氏編『延喜式 上』集英社、2000年8月
- 『日本国語大辞典』小学館
- 田村知栄子、早川由紀夫氏「史料解説による浅間山天明三年(1783年)噴火推移の再構築」〔『地学雑誌』104(6)所収、1995年〕
- 松田毅一、川崎桃太氏訳『フロイス 日本史5 五畿内篇Ⅲ』中央公論社、1981年12月
- 塚本学氏校注『御当代記—將軍綱吉の時代』東洋文庫643、株式会社 平凡社、1998年11月
- 堂岡實氏「京都御所の地震御殿」(『普請』第29号所収、1995年12月)
- 『大日本史料』12編15冊、東京大学史料編纂所、1972年11月
- 『大日本史料』12編17冊、東京大学史料編纂所、1973年1月
- 『新潟日報』新潟日報社
- 「News アトム」H24-I-1、東京電力柏崎刈羽原子力発電所、2012年5月16日
- 長谷川亮一氏「海に沈んだ島のことなど」(『本郷』NO.94所収、2011年7月)
- 早川由紀夫、小山真人氏「日本海をはさんで10世紀に相次いで起こった二つの大噴火の年月日—十和田湖と白頭山—」(『火山』43巻5号所収、1998年10月)
- 平岡隆二氏「イエズス会の日本布教戦略と宇宙論—好奇と理性、デウスの存在証明、パライソの場所—」(『長崎歴史文化博物館研究紀要』第3号所収、2008年)
- 細井浩志氏「中世日本の宇宙構造論に関する覚書—日本人の宇宙観についての見通し—」〔『非文字知社会と中世の時間・暦・交通通信・流通に関する研究—平成18-21年度科学研究費補助金(服部英雄代表:基盤研究[B])研究成果報告書18320109』所収、2010年〕
- 『理科年表 平成24年 第85冊』丸善株式会社、2011年11月
- 改訂増補 故実叢書 25巻『鳳闕見聞図説・安政御造営記 他』明治図書出版株式会社、1993年6月
- 『国史大辞典』吉川弘文館
- 『中国史籍解題辞典』神田信夫・山根幸夫氏編、燎原書店、1989年9月
- 冷泉為人氏「公家町の災害と防災—内裏(仙洞・大宮)御所をめぐる—」(立命館大学・神奈川大学21世紀COEプログラム ジョイントワークショップ報告書『歴史災害と都市—京都・東京を中心に—』所収、2007年2月)

# Mysterious Disasters in the Keicho Period — Dealing with Earthquakes from a Culture Theory Viewpoint

Takehiko KOBAYASHI

2013年2月

新潟産業大学経済学部紀要 第41号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY  
FACULTY OF ECONOMICS

No.41 February 2013